

北部流域下水道事務所 流域下水道施設の 使用許可申請者（最長４年６か月）募集要項

【１ 募集の趣旨】

大阪府北部流域下水道事務所が所管する流域下水道施設の一部について、その有効活用を図り、高槻水みらいセンター三角広場の利用者の利便性向上や、地域の活性化に寄与することを目的としています。

応募される方は、この募集要項及び物件明細をよくお読みいただき、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

【２ 募集物件一覧】

物件 番号	所 在 地 (住居表示)	使用場所	使用許可 対象面積 (㎡)	最低使用料 税抜き (円／年)	位置
1	高槻市西大樋町１番	三角広場の一部	2.25 (1.50×1.50)	5,600	別図

○地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき使用許可を実施するものです。

【３ 応募資格要件】

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(１) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥破産者で復権を得ていない者

(２) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者で、その該当する事実のいずれについても当該事実があった日から３年を経過したものを含む。）であること。

①大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ③落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- （3）事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- （4）大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- （5）大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部に提供しますので、予めご承知置きください。
- （6）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- （7）大阪府税（大阪府に事業所が無い場合など、大阪府税の納入義務がない者は、本店所在又は本人在住の都道府県税）に係る徴収金を完納し、かつ、最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- （8）都市整備部用地課が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、道路占用許可申請者の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）に係る土地について、占用料、賃借料を含む使用料等に係る徴収金をすべて完納していること。
- （9）大阪府北部流域下水道事務所が実施した公募（事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、道路占用許可申請者の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）に係る土地のいずれについても、許可条件等の違反に係る改善命令等の文書を受けていない者であること及び直近 1 年間に許可条件等の違反による許可の取消（撤回）又は契約の解除を受けていない者であること。当該改善命令等のいずれについても当該文書に従い改善を行った者は応募可。
- （10）【9 使用許可申請者の決定方法及び公表等】の（9）及び（10）の申込不可期間内にないこと。

【4 使用許可物件の募集条件】

(1) 用途の指定

①高槻水みらいセンター三角広場の利用者が運動用具などを保管する物置等の設置（コンクリート基礎等を含む。）を想定しております。

②次のアからクまでのいずれかに該当する使用はできません。

ア. 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。

イ. 政治的又は宗教的用途に使用すること。

ウ. 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。

エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの（原則として営業時間を問わない。）を含む。)、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業(例：成人向けDVDショップ等)の用途に使用すること。

オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

カ. 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。

キ. その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。

ク. 第三者をしてアからキまでのいずれかの用途に使用させること。

(2) 使用許可の期間

①使用許可期間は、以下のとおりです。

・物件番号 1：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日(水)までとします。

②公用・公共用として使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、使用者の更新許可の求めに応じ、【4 使用許可物件の募集条件】により、令和 13 年 3 月 31 日（月）までを限度として引き続き毎年度更新許可を行います。

③使用許可期間満了後の当該地の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用者も公募に参加することができます。ただし、既使用者も期間満了後の再公募時に際しては、他の応募者と同じ条件での応募となります。

(3) 使用料

①使用料の額

ア. 大阪府が使用許可申請者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

イ. 年度途中で使用開始となる場合は、年額使用料を日割り計算し、百円未満を切上げた額とします。ただし、使用許可期間が 1 月に満たない場合は、消費税及び地方消費税相当額が加算されます。

ウ. 応募価格は年額として百円単位としてください。

②使用料の支払い

使用料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。なお、許可を受けた時点で使用料の支払い義務が発生するので、使用許可が取り消された時点で使用料が未納であっても、使用料は支払わなければなりません。

③使用料の還付

既納の使用料は、大阪府流域下水道事業固定資産規則の規定により還付しません。ただし、大阪府の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。

④使用料の減免

使用許可期間中、使用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

(4) 使用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

①使用許可物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。

②事業目的が第三者に対する賃貸借（賃貸駐車場等）の場合は、転貸とみなしません。

(5) 法令の遵守

関係法令及び要綱等を遵守すること。なお、関係法令の調整等は使用者にて行ってください。

(6) 使用者の協力

①流域下水道施設に関する工事等に伴う使用許可物件上の設置物件（物置等）の移転、改築、除却等の費用については使用者で負担してください。また、災害等により大阪府が緊急に必要と認めた場合には、使用者は設置物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行いません。

②必要に応じ、当該使用許可の区域内及びその近傍における清掃、その他の管理を行ってください。

【5 使用料の改定】

使用料は、大阪府流域下水道事業固定資産規則に基づく価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

【6 実地調査及び報告】

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し、又は使用者に報告を求めることがあります。

【7 原状回復処置】

使用許可期間の満了又は使用許可の取消し等になる時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、使用者の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

【8 応募申込手続】

(1) 申込み方法

①郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）まで

【8月17日（月）必着のこと】

送り先 〒567-0041

大阪府茨木市下穂積一丁目180

大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 宛

※封筒の表面に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

②持参する場合

申込受付期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）まで

【午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）】

提出先 大阪府茨木市下穂積一丁目180

大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ

(2) 応募に必要な書類(各1通)

① 応募申込書 ※押印欄には、印鑑登録している印鑑を押印してください。
② 印鑑証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
③ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、役員名簿（別紙様式2による。）申請者が法人の場合にかぎり必要です。（3ヵ月以内に発行されたもの）
④ 誓約書（2種類あります。） ※押印欄には、印鑑登録している印鑑を押印してください。
⑤ 土地利用計画書（別紙様式1による。）※概要、利用目的等
⑥ 設置箇所の構造（コンクリート基礎等）に関する図面
⑦ 納税証明書类等（下記のアとイの両方が必要です。）
ア. 大阪府税事務所（ただし、大阪府税の納入義務が無いものに限り、本店所在又は本人在住の都道府県税事務所）の発行する全税目の納税証明書 （「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から1ヵ月以内のものに限る。））
イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書〔国税〕 （証明書の種類は「その3」（個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可）（発行日から1ヵ月以内のものに限る。））

※1 応募に必要な書類①～⑦のすべての書類が揃わない場合は、受付できません。

※2 提出された書類は、返還いたしません。

※3 ⑦アの大阪府税事務所（都道府県税事務所）及び⑦イの税務署（国税）の納税

証明書については、法人個人を問わず発行されます。

納税証明書に関するお問合せについては、最寄りの大阪府税事務所（都道府県税事務所）及び現在の住所地（納税地）を所轄する税務署（国税）にお問合せください。

（参考）

- ・大阪府ホームページ 納税証明書に関するお問合せ（府税事務所の場所等を含む）
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>)
- ・国税庁のホームページ 納税証明書の交付請求手続（所轄する税務署等を含む）
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

【9 使用許可申請者の決定方法及び公表等】

- （1）使用許可申請者は、応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、各募集物件の最低価格以上かつ最高の価格で応募申込を行った者に対して、申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、利用計画については、この時点で決定したわけではありません。使用許可申請の段階で許可権者の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、申請候補者が提示した事業計画等が関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。
- （2）申請候補者が法人の場合は、申請候補者となった旨の通知文書に記載された期日までに、法人登記履歴事項全部証明書（1ヵ月以内に発行されたものに限る。）と、役員一覧表（別紙様式2による。）を、大阪府北部流域下水道事務所に郵送又は持参により提出してください。
- （3）大阪府では、大阪府暴力団排除条例の施行に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第26条並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条及び第6条の規定に基づき、（2）により申請候補者の個人情報収集のうえ、大阪府警察本部に提供します。なお、申請候補者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載の個人情報を、同様に大阪府警察本部に提供します。また、上記の書類を提出いただけない場合は、申請候補者としての資格を取り消します。
- （4）大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、申請候補者としての資格を取り消します。
- （5）大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の回答があった場合、申請候補者を正式に使用許可申請者として決定します。
- （6）選定結果については、決定された者に令和8年8月18日（火）付けで決定通知をするとともに、同日の午後2時頃に大阪府北部流域下水道事務所のホームページで公表する予定です。
なお、ホームページでの公表はシステムの都合上、予定時刻を多少前後する場合があります。

- （7）選定結果に対して疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で
- 【13 問合せ先】（1）公募に関する問合せ先までご連絡ください。ご連絡後、可能な

範囲で選定結果の説明を行います。

- (8) (1) により申請候補者となった法人が、当該通知文書記載の期限内に(2)による法人登記履歴事項全部証明書等の書類を提出しない場合は、辞退したとみなし、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。
- (9) (1) により申請候補者となった者が辞退期限の翌日から使用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合並びに(8)の通知文書を受けた者が使用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合は、大阪府北部流域下水道事務所が実施する公募(事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、道路占用許可申請者の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。)への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月1日から起算して一年間は不可とします。
- (10) 使用許可申請者として決定された者が申請を取りやめた場合は、大阪府北部流域下水道事務所が実施する公募(事業予定地等における使用許可申請者等の公募に限らず、道路占用許可申請者の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。)への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月1日から起算して一年間は、不可とします。

【10 使用許可手続】

- (1) 使用許可申請者は、次の関係書類を添えて、大阪府北部流域下水道事務所へ行政財産使用許可申請を行ってください。
 - ①行政財産使用許可申請書(各1通)
 - ②関係図面
 - ③委任状(代理申請の場合のみ)
- (2) 使用許可申請期限
 - ①使用許可申請は、令和8年8月25日(火)までに行ってください。
 - ②特段の理由なく、使用許可に関する手続を行わない場合は、使用者の決定を取り消す場合があります。
 - ③使用者(法人の場合は、監査役を含む全役員のいずれか)が、暴力団員又は暴力団密接関係者である等、【3 応募資格要件】に抵触する者であることが判明した場合又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められる使用であることが判明した場合は、使用許可申請書の提出前にあっては使用者の決定取消しを、使用許可申請書を提出し受付した後にあっては不許可処分を、使用許可後にあっては当該使用許可の取消処分を、それぞれ行います。

【11 費用負担】

募集への参加及び使用許可に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

【12 その他】

- (1) 物置等の設置場所については、三角広場内としておりますので、設置にあたっては、別途協議させていただきます。
- (2) 今回の使用許可申請者募集により提出された応募申込書及び添付書類等に記載された個人情報については、本募集事務以外の目的には使用しません。

【13 問合せ先】

(1) 公募に関する問合せ先

大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ

担当：西川

TEL 072-620-6748 (直通)

(2) 使用許可に関する問合せ先

物件番号1 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ

担当：西川

TEL 072-620-6748 (直通)

**北部流域下水道事務所 流域下水道施設の
使用許可申請者（最長４年６か月）応募申込書**

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

(〒) 住 所 (所在地) 氏 名 (フリガナ) 法 人 名 代表者氏名 (フリガナ) 電 話	実印
--	----

(事務担当者) ※事務担当者は上記法人に所属する担当者に限る。 ※個人で申し込む場合は事務担当者欄への記載不可 所属部署 (〒) 住 所 (所在地) 氏 名 (フリガナ) 電 話	
--	--

北部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長４年６か月）募集に参加したいので、募集要項の各条項を承知のうえで、下記のとおり応募価格を添えて申し込みます。

記

1 応募価格等

物件番号	利用計画	応募価格（年額使用料）							
第 1 号 （物件番号を記入してください。）	別添利用 計画書の とおり	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	十
									0
									0 円

- ※ (1) 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
 (2) 応募価格は、年額として、百円単位で記入してください。
 (3) 金額はアラビア数字で記入してください。
 (4) 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類（内容については、募集要項で確認願います。）

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 印鑑証明書 | ② 誓約書(指定様式。2種類) |
| ② 土地利用計画書 | ④ 証明書類等 |

誓 約 書

私は、大阪府が実施する「北部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長４年６か月）募集」の応募申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 北部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長４年６か月）募集要項【３ 応募資格要件】に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2 北部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長４年６か月）募集要項、その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
- 3 現状有姿で使用許可を受け、現地におけるアスファルト舗装やネットフェンスなどの付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
- 4 土地利用に関する、地域住民及び関係機関との調整については、すべて使用において行うことを承知の上で応募します。
- 5 募集結果に関しては、大阪府のホームページ等にその内容（物件所在地、面積、使用許可申請者名及び応募価格）が公表されることに同意します。
- 6 土地利用は、暴力団の利益になり、又はそのおそれのあるものではありません。

令和 年 月 日

大阪府北部流域下水道事務所長 様

住 所
(所在地)

氏 名 (フリガナ)
(法人名・代表者氏名) (フリガナ)

実印

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名)
(代表者名)

生年月日

	計	画	図

※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は使用許可がされないことがあります。

土地利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 1 号	物件所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇－〇

使用目的及び概要
（使用目的） 駐車場 （概 要） ① 部分は、月極駐車場とする。 ② 部分は、時間貸駐車場とする。 イメージは下記のとおり。 ※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図
The diagram illustrates a parking facility layout. On the left, there are two rectangular areas representing parking spaces, labeled ① 駐車場 (top) and ② 駐車場 (bottom). To the right of these areas is a central area labeled 車両出入口 (Vehicle Entrance/Exit). Further to the right is a vertical line representing a road, labeled 道路 (Road). Adjacent to the road is a small rectangular building labeled 精算 (Payment/Check-in). The entire area is enclosed within a large rectangular frame.

※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の使用許可及びこれに付随する占有許可等が確実に認められるものではありません。

※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は使用許可がされないことがあります。

役 員 一 覧 表

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
役員一覧表は申請候補者のみの提出書類になります。		

役 員 一 覧 表

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S 4 2 . 3 . 2
専務取締役	ナニワ ハナコ 浪速 花子	S 4 4 . 9 . 6
常務取締役	ヨウチ カシジロウ 用地貸次郎	S 4 5 . 1 2 . 1
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S 5 1 . 1 1 . 3

※法人登記に登録されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。

※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。